

# 学校法人廣池学園公益通報者保護に関する規則

平成 23 年 4 月 1 日 制 定

平成 24 年 4 月 1 日 最近改正

## (目的)

第1条 この規則は、公益通報者保護法（平成 16 年法律第 122 号。以下「法」という。）に基づき、学校法人廣池学園（以下「学園」という。）における公益通報者の保護、その他通報に必要な事項を定めることにより、学園の責務を明らかにするとともに、公益通報者の適切な保護に資することを目的とする。

## (定義)

第2条 この規則について「公益通報」とは、勤務者及び学園と第三者との契約に基づき学園においてその業務を遂行する派遣労働者（以下「勤務者等」という。）が、学園の役員及び職員について法令違反行為が生じ、又はまさに生じようとしている旨を通報することをいう。

2 この規則において「公益通報者」とは、前項に規定する公益通報をした者をいう。

3 この規則において「通報対象事実」とは、法第 2 条第 3 項に規定する通報対象事実をいう。

## (公益通報の方法及び窓口)

第3条 公益通報の方法は、書面、電話、電子メール及び口頭等による。

2 学園における公益通報窓口は、監査室とする。

## (公益通報者保護委員会)

第4条 公益通報者の保護及び法令遵守等の適正化を図るため、公益通報者保護委員会を設置する。

2 前項の公益通報者保護委員会については、別に定める。

## (調査)

第5条 監査室は、公益通報等の受付後、速やかに公益通報者保護委員会へ報告し、通報に関する調査を行わなければならない。ただし、法令違反行為として通報された事実が存在しないことが明らかである場合は、この限りではない。

## (公益通報者の保護)

第6条 学園は、勤務者等が公益通報を行ったことを理由として、当該勤務者等に対し、解雇、減給、降格その他の不利益な取り扱いを行ってはならない。

## (秘密の保持)

第7条 公益通報者保護委員会の委員及びその他通報処理に関与した者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(公益通報者への通知)

第8条 学園は、公益通報者に対して、調査結果及び是正結果について、被通報者（その者が不正を行った、行っている又は行おうとしていると通報された者をいう。）のプライバシーに配慮しつつ、遅滞なく通知しなければならない。

(不正目的の通報)

第9条 公益通報をする者は、虚偽の通報、他人を誹謗中傷する通報その他の不正を目的とする通報を行ってはならない。

2 学園は、勤務者等が前項に規定する通報を行った場合、職員勤務規則等に従って、懲戒処分等を行うことができる。

(是正措置)

第10条 公益通報者保護委員会委員長は、調査の結果、通報対象事実があると認められるときは、速やかに是正措置及び再発防止措置を講じなければならない。

(事務の所管)

第11条 この規則に関する事務は、監査室が所管する。

(規則の改廃)

第12条 この規則の改廃は、理事会の議を経て、理事長がこれを定める。

附則

- 1 この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から改正施行する。